

学校給食費に係る口座振替登録の変更について

保護者の皆様にお願いする手続き【重要】

現在、京田辺市立小中学校に在学している児童生徒の保護者で学校給食費に係る口座振替の登録口座を変更したい方は、以下のとおりの手続きをお願いします。

学校給食費を口座振替できる金融機関等

京都銀行 南都銀行	京都中央信用金庫 京都信用金庫	京都やましろ農業協同組合 ゆうちょ銀行（郵便局）
--------------	--------------------	-----------------------------

※一度手続きを行うと、市立中学校の卒業まで手続きは必要ありません。

◎以下の金融機関ごとの方法で学校給食費の口座振替の手続きをお願いします。

① 「京都銀行」「南都銀行」の口座を登録する手続き

「京都銀行」又は「南都銀行」の口座を振替口座に登録される場合は、インターネット経由での口座振替受付（Web 口振受付サービス）から登録をお願いします。

Web 口振受付受付サービスは、口座振替申し込み手続きをご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末から時間と場所を選ばずに申込ができます。（学校給食申込を兼ねています。）

お手持ちのスマートフォンやパソコンで、次のURLまたは二次元コード（下図）から専用フォームにアクセスしてください。



※この専用フォーム内での名称は「ネット口座振替受付サービス」です。

上記専用フォーム入力の留意点について

- 学校給食費負担者（保護者）は、登録済みの学校給食費負担者を入力してください。
※学校給食費負担者を変更する場合は、学校給食課へ学校給食申込事項変更届の提出が必要です。
- 兄弟姉妹で同じ銀行口座を登録する場合においても、児童・生徒の1人ごとに手続きが必要です。
- 在学している市立小中学校・年組を入力してください。

②「京都中央信用金庫」「京都信用金庫」「京都やましろ農業協同組合」「ゆうちょ銀行」の口座を登録する手続き

「京都中央信用金庫」「京都信用金庫」「京都やましろ農業協同組合」「ゆうちょ銀行(郵便局)」の口座振替を希望する方(京都銀行・南都銀行の口座でも Web 口振受付サービスを利用しない方も含む)は、こちらの手続きになります。

「学校給食費預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」に必要事項を記入の上、口座振替を希望する上記のいづれかの金融機関等窓口にてお手続きください(通帳、届出印を必ず持参してください。)。

「学校給食費預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」は、学校給食課及び口座振替を希望する上記のいづれかの金融機関等窓口(京田辺市内の本支店に限る。)にあります。

口座振替手続きの留意点について

- ・学校給食費負担者(保護者)は、登録済みの学校給食費負担者を入力してください。
(※学校給食費負担者を変更する場合は、学校給食課へ学校給食申込事項変更届の提出が必要です。)
- ・「学校給食費預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」は、一枚で児童生徒4人までの登録が可能です。兄弟姉妹まとめての手続きができます。
- ・在学している市立小中学校・年組を記入してください。

学校給食費請求への反映

口座振替手続きの方法により、登録口座の変更完了時期が異なります。

口座変更の反映が完了するまでは、これまでご登録いただいたいた口座からの引き落としとなりますので、ご注意ください。

① 京都銀行・南都銀行ネット口座振替サービスによる手続きの場合

毎月10日までに申請が完了した場合、その月の引き落とし分から反映されます。

【例：5月11日から6月10日までに申請が完了した場合→6月末日の引き落とし分から反映】

②「学校給食費預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)による手続きの場合

金融機関等での処理に時間を見るため、申請から反映まで半月～2ヶ月程度かかる場合があります。(反映までの期間は、金融機関等によって異なります)

【お問い合わせ先】

京田辺市教育委員会 学校給食課

京田辺市学校給食センター

所 在 地：京田辺市草内禅定寺1番地1

電 話：0774-64-1393

ファックス：0774-29-9133

E-mail : kyushoku@city.kyotanabe.lg.jp